



「市長と“まちづくり談義”
井手川地区で開催します

「元気で、明るい、住みよい荒尾」を目指し、市長が地域へ出向いて皆さんと身近に語り合います。市政に対する意見や提言をお聴きし、懇談したいと考えています。ご来場をお待ちしています。

- 日時 7月6日(水) 午後7時～
- 場所 深瀬ヶ丘公民館

☎秘書広報課 ☎ 63-1157

コンポスト式生ごみ処理器に補助金を交付します

6月1日号でお知らせした電気式生ごみ処理機だけでなく、コンポスト式生ごみ処理容器についても補助を行います。

本年度は30基の補助を予定しています。購入は、市内に店舗がある事業者からお願いします。なお、補助金交付決定前の購入はお控えください。

- 応募資格** 荒尾市内に住所を有し居住している世帯で、家庭生活上で使用するために設置する世帯。
- 申込方法** 市役所環境保全課の窓口で受け付けます。電話での受け付けは行いません。申し込みは同一世帯から一人(世帯主)です。また、他世帯の代理申し込みはご遠慮ください。
- 補助額** 購入価格(税抜)の2分の1とし、1基当たり3千円を上限額とします(補助額に100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額)。1世帯に2基まで補助します。
- 受付** 随時。予定基数に達するまで先着順で受け付けます。
- 処分の制限** 助成金交付を受けた人は、荒尾市条例の荒尾市補助金等交付規則により、「5年間は当該補助金等の交付の目的に反して生ごみ処理機を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」ことになっています。

☎環境保全課 ☎ 63-1370

コンポスト式生ごみ処理機と電気式生ごみ処理機
使用アンケートの主な結果(平成21年度実施)

平成15～19年度に補助金を利用して電気式生ごみ処理機を購入した251世帯にアンケートを実施しました(回答率76%)。実際に生ごみ処理機を利用した人の声です。購入を考えている人はぜひ参考にしてください。

- 1 購入した動機…(多い順に)生ごみの減量/堆肥として利用するため/生ごみを衛生的に処理するため
- 2 購入した処理機の種類…乾燥式63%/バイオ式22%/ハイブリッド式15%
- 3 処理する頻度…毎日49%/週2～3回31%/その他、週1回・ほとんど使わないという回答も。
- 4 処理した生ごみの処分…肥料として使用90%以上/可燃ごみとして収集に出すのは10%程度。
- 5 使用後の生ごみの排出量は…「かなり減った」「少し減った」を合わせて90%以上
- 6 利用して良かった点…(多い順に)処理された生ごみを有効活用できる/ごみの量が減った/台所が衛生的になった など

ほとんどの人が有効に活用していますが、一方で購入後、使用をやめた人もいます。理由は「処理に時間がかかる」「電気代がかかる」というものがありました。



▲高齢受給者証

現在お持ちの高齢受給者証は7月31日まで使用し、8月以降に各自で破棄してください。

なお、11月から被保険者証を個人ごとのカードに変更することに伴い、今回送付する高齢受給者証の有効期限は被保険者証と同じ10月末までです。

11月からはカード式の被保険者証にそれぞれの負担割合を記載する予定です。

☎健康生活課 ☎ 63-1327

国民健康保険 高齢受給者証を送付します

70歳から74歳までの国民健康保険の被保険者の人がお持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日までです。7月下旬から、新しい高齢受給者証(8月1日から有効)を、各世帯主宛に送付します。

高齢受給者証が確実に届くように「簡易書留」で送付しますので、受け取りには印鑑が必要です。

また、7月下旬に旅行などで留守にする人は、市役所に保管し後日お渡しするなど、ご相談に応じます。7月8日(金)までに電話でご連絡いただくか、健康生活課の②-1窓口までお越しください。

7月は「社会を明るくする月」市強調月間です!

市では、7月の「社会を明るくする月」市強調月間に合わせ、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支えるため、社会を明るくする運動としてさまざまな活動を行います。また、県でも7～8月を「夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動」期間とし、青少年の健全育成に取り組みます。

家庭・学校・地域が一体となり、青少年のためのよりよい環境づくり、健全育成に取り組みましょう。



平成23年度
「夏の青少年健全育成
県民総ぐるみ運動」
～みんな、みんなの子どもです～

- 重点目標**
 - 1 インターネット上の違法・有害情報への適切な対応
 - 2 有害環境への適切な対応
 - 3 薬物乱用対策などの推進
 - 4 不良行為および初発型非行(犯罪)の防止
 - 5 再非行(再犯)の防止
 - 6 いじめ・暴力行為などの問題行動への対応
 - 7 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止
- 主催**
熊本県、熊本県青少年育成県民会議

☎県くらしの安全推進課 ☎ 096-333-2294

第61回「社会を明るくする運動」
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

- 行動目標**
 - 1 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう。
 - 2 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう。
 - 3 これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう。
- 重点事項**
「立ち直りを支える取り組みについて理解促進」
「犯罪や非行をした者の就労・住居等の生活基盤づくり」
- 啓発事業**

行事	期日	時間	内容
出発式と啓発活動	7/1(金)	16:00～17:30	市役所11号会議室で出発式の後、市内5カ所でチラシやティッシュペーパーを配布し、啓発活動
啓発広報活動	7/7(木) 7/14(木)	9:00～11:00 9:00～11:00	広報車で市内一円を巡回します
弁論大会	7/16(土)	9:00～12:00	文化センター小ホールで小・中・高校生代表者による弁論大会
ヤングステージ in あらお	8/7(日)	13:00～17:00	文化センター小ホールで、30歳以下の個人・グループ・学校のステージ発表による啓発活動
環境浄化パトロール	7/23(土)	9:30～12:00	白ポスト点検や有害図書の回収
愛の献血助け合い運動	7/20(水)	10:00～17:00	あらおシティモールでの献血活動
更生・少年・児童相談	7/24(日)	10:00～15:00	中央公民館研修室Aで更生や少年問題・児童問題の相談(秘密厳守)

☎少年指導センター ☎ 66-1373

介護保険負担限度額認定の申請をしてください

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設および短期入所生活介護、短期入所療養介護(ショートステイ)などの居住費や食費は、市民税の課税状況や年金収入額などに応じて軽減されます。この軽減の適用を受ける場合は申請が必要です。介護保険係窓口で申請してください。また、すでに適用を受けている人も、6月末で適用期間が満了となります。適用を引き続き受ける場合は、再度申請してください。

なお、3月時点で施設に入所していた人には、更新のための申請書を入所施設に送付し、取りまとめを依頼していますのでご確認ください。

施設から提出された申請書は、原則7月1日現在の世帯構成と課税状況などをもとに判定します。

●負担限度額適用表(1日当たり)

負担段階	対象	居住費(滞在費)の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型個室	在来型個室	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 で世帯全員が市民税非課税の人	820円	490円	490円 ※(320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 ※(420円)	320円	390円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、上記に当てはまらない人	1,640円	1,310円	1,310円 ※(820円)	320円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額

☎健康生活課 ☎ 63-1418

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 保険証の更新と保険料をお知らせします

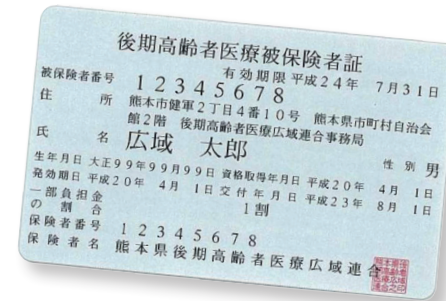
後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

現在お持ちのオレンジ色の保険証は、7月31日で有効期限が切れ、使用できなくなります。

新しい保険証は水色で、7月中旬に簡易書留郵便で送付します（受け取りに印鑑が必要です）。8月1日からは新しい水色の保険証をお使いください。

なお、新しい保険証に記載している一部負担金の割合（1割または3割）は、平成23年度の市県民税の課税所得をもとに判定しています。

また、新しい保険証は、裏面で臓器提供に関する意思表示ができるようになりました。



新しい保険証は水色です▲

入院時の医療費・食事代減額の対象者ではありませんか？

世帯の全員が市県民税非課税（後期高齢者医療の負担区分が低所得者ⅠかⅡ）の人を対象に、入院時に窓口で支払う医療費と食事代が減額される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

※現役並み所得者、一般所得者は対象外です。

●オレンジ色の「減額認定証」を持っている人

更新手続は不要です。

現在お持ちのオレンジ色の「減額認定証」は、7月31日で有効期限が切れ、使用できなくなります。

8月1日以降も引き続き対象となる人には、新しい水色の「減額認定証」を、保険証と併せて送付します。

●低所得者ⅠまたはⅡに当てはまる人で「減額認定証」を持っていない人

健康生活課⑩-2 窓口で申請してください。

【申請に必要なもの】

後期高齢者医療被保険者証（保険証）、印鑑

●入院時の一部負担金と食事代

負担区分	一部負担金の上限額	食事代
現役並み所得者	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 4回目から 44,400円(※2)	260円
一般	44,400円	260円
低所得者Ⅱ(※1)	24,600円	入院日数が90日まで 210円 過去12カ月の入院日数が91日以上の場合 160円
低所得者Ⅰ(※1)	15,000円	100円

※1 低所得者Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の人
低所得者Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円の人（年金収入のみの場合は80万円以下の人）

※2 過去12カ月間に4回以上の高額療養費の支給を受ける場合、4回目からの上限額

平成23年度 後期高齢者医療保険料が決定しました

平成23年度の保険料額が決定しましたので、7月中旬に決定通知書や納付書を送付します。

●保険料額の計算方法

均等割額 47,000円	+	所得割額 【(総所得金額等 - 33万円) × 9.03%】
-----------------	---	-----------------------------------

●保険料の納付方法

種別	対象者
年金からの差し引き(特別徴収)	差し引きの対象となる年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が各月に支給される年金額の半分を超えない人（申請することで口座振替に変更できる場合があります）
口座振替または納付書による納付(普通徴収)	上の特別徴収対象の条件に当てはまらない人 特別徴収から口座振替へ納付方法の変更の申し出をした人 平成23年3月以降に後期高齢者医療の被保険者になった人

健康生活課 ☎ 63-1420

乳幼児・ひとり親家庭等・障がい者の医療費助成制度

それぞれの制度の対象者の皆さんが、診療所や病院などで診療を受けた場合や保険調剤薬局で薬剤の処方を受けた場合などに支払った一部負担金（保険適用金額）を、所定の申請書で申請すると、全額または一部を助成するものです。助成は届けられた口座に振り込む償還払い方式で行います。

※この制度の適用を受ける場合は、決められた手続きで前もって「受給資格者証」の交付を受けてください。受給資格があっても「受給資格者証」がなければ、制度の適用を受けることができません。

種類・間	対象者	助成内容	資格取得日	手続きに必要なもの
乳幼児医療費助成 子育て支援課 ☎ 63-1417	0～6歳児(就学前)	①0～3歳児(4歳の誕生日)…一部負担金の全額助成 ②4～6歳児…市民税課税世帯は1カ月に支払った入院・通院費の一部負担金の合計から3,000円を差し引いた額を助成。市民税非課税世帯は一部負担金の全額を助成。	誕生日または転入日から	・健康保険証、預金通帳、印鑑 ・1月2日以降の転入は前住所地の所得・課税証明書
ひとり親家庭等医療費助成 子育て支援課 ☎ 63-1417	◆ひとり親家庭などで満20歳未満の児童を扶養している父または母 ◆ひとり親家庭などの児童 ◆父母のいない児童 ※満18歳になった以降の最初の3月31日まで	1カ月に支払った一部負担金の合計の3分の2を助成	申請日の翌月の初日	・健康保険証、預金通帳、印鑑 ・戸籍謄本 ・1月2日以降の転入は前住所地の所得・課税証明書
重度心身障害者医療費助成 福祉課 ☎ 63-1406	◆身体障害者手帳1・2級の人 ◆療育手帳A1・A2判定の人 ◆精神障害者保健福祉手帳1級の人	1医療機関または1施術ごとに1カ月に支払った一部負担金から、次を差し引いた額 ・入院2,040円 ・入院外※1,020円	申請日の翌月の初日	・健康保険証、預金通帳、印鑑 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか ・1月2日以降の転入は前住所地の所得・課税証明書

※通院、訪問看護、柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術

- 一部負担金には、調剤薬局の一部負担金を含みます。
- 他の制度（健康保険の高額療養費、家族療養附加給付金など）から給付される場合は、これを一部負担金から差し引いた額が助成対象です。
- 乳幼児医療費助成とひとり親家庭等医療費助成は、1カ月に複数の医療機関などに支払った一部負担金の合算額が対象です。

- 助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。
- 所得により助成を停止する場合があります。（重度心身障害者・ひとり親等医療費は8月、乳幼児医療費は7月に前年度の所得調査を行います）

福祉課 ☎ 63-1406・子育て支援課 ☎ 63-1417

ご存知ですか？障がい者への手当制度

特別障害者手当・障害児福祉手当
・特別児童扶養手当

在宅の重度障がい者に対し、障がいのために生じる負担の手助けとして手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

●支給要件

種類	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
対象	20歳以上の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする人	20歳未満の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常で常時介護を必要とする人	20歳未満の身体または精神に中度以上の障がいを持つ児童を監護する父・母または父母に代わって児童を養育している人
支給できない条件	① 手当を受ける人、配偶者、生計を維持する扶養義務者いずれかの人の前年の所得が一定額以上である場合。 ② 障がい者が通所施設などを除く施設（例：老人ホームなど）に入所している場合。 ③ 障がい者が病院または診療所に3カ月以上入院した場合。	① 児童が通所施設、養護学校の寄宿舎を除く施設に入所している場合。 ② 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合。ただし、その全額が支給停止されている場合を除く。 ③ 児童の前年の所得や、児童の配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合。	① 手当を受ける人または児童が日本に住んでいない場合。 ② 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所している場合。 ③ 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合。ただし、その全額が支給停止されている場合を除きます。 ④ 手当を受ける人、配偶者、生計を維持する扶養義務者いずれかの人の前年の所得が一定額以上である場合。

福祉課 ☎ 63-1406